

資料編

資料1. エリアマネジメントを実施する任意組織の内部規約

エリアマネジメントを実施する任意組織の内部規約

本規約は、以下に示すようなエリアマネジメントを推進する「任意のまちづくり組織等」の規約の雛形として、幅広い活動内容に対応できるようなものとしている。

本規約では組織の名称を「管理組合」としているが、共有物等の維持管理を活動内容の1つとすること、及び組織の名称に「管理組合」と付すことは、必ずしも必須ではなく、活動内容や組織の名称は、地域の実情に応じて適宜定めるものとする。

ここでいう「任意のまちづくり組織等」とは、地縁に基づきエリアマネジメントを推進していく一定の加入率のある組織や、条例に基づくまちづくり協議会等の任意組織を想定している。エリアマネジメントを実施するにあたっては、自治会や町内会等の既存の組織と、活動区域（エリア）や構成員、活動内容が一部重複する場合もあり得るが、その際は調整・役割分担を行いながら、共存していくことが望ましいと考える。

また、本規約案を組織の内部規約として位置づける場合には、全ての条文を網羅的に用いなければならないわけではなく、地域の実情や活動内容に応じて、必要と考えられる条文を活用して頂くことを想定している。

第1章	総則
第2章	組合員
第3章	業務
第4章	役員
第5章	総会
第6章	理事会
第7章	会計
第8章	管理費等
第9章	雑則
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、第3条に定める地域(エリア)における敷地及び施設の管理等に関する事項について定めることにより、第6条に定める組合員にとっての、安全・安心、美しさ・豊かさその他地域における良好な居住環境及び市街地環境を維持・向上することを目的とする。

第1条関係

地域（エリア）の将来像や、管理組合が推進するエリアマネジメントの目的に応じた内容を記載する。

（遵守義務）

第2条 第6条に定める組合員は、本規約及び別に定める細則（以下「規約等」という。）並びに総会の決議を誠実に遵守するものとする。

2 前項の組合員は、その家族、被傭者、賃借人及び訪問者に対し、規約等及び総会の決議を誠実に遵守させる義務を負う。

（対象とする活動の範囲）

第3条 本規約が対象とするエリアは、〇〇（住所表示／地域名表示等）とする。

2 本規約の対象となる敷地及び施設（以下「管理対象物」という。）は、別表に掲げるものとする。

第3条関係

地番を記載した別表や、対象エリアの図面を添付することも可能。

（管理組合）

第4条 第6条に定める組合員は、第1条に定める目的を達成するため、本規約の定めるところにより、組合員全員をもって〇〇管理組合（以下「管理組合」という。）を構成する。

第4条関係

① 管理組合は、組合員の共同の利益の増進と良好な住環境及び市街地環境の維持・確保を図るため構成するものであり、第6条で定める組合員が加入するものである。尚、ここにいう管理組合は権利能力なき社団である。

② 組織の名称を「管理組合」とすることは必須ではなく、組織の名称は、地域の実情や活動内容等に応じて適宜定めるものとする。

（事務所）

第5条 管理組合は、主たる事務所を〇〇に置く。

第2章 組合員

（組合員の定義）

第6条 管理組合の組合員（以下「組合員」という。）の資格は、第3条で定めるエリア内の〔土地所有者・建物所有者・居住者等〕となったときに取得し、〔土地所有者・建物所有者・居住者等〕でなくなったときに喪失する。

第6条関係

- ① 組合員の資格については、地域の実情や活動の内容に応じて、土地所有者や建物所有者、居住者、賃借人等から選択し、その旨を規約において定める必要がある。
- ② 議決権を有する組合員とは異なる賛助組合員等として、組合の活動を賛助する個人、法人及び団体を記載することもできる。
- ③ 活動の継続性の観点から、新たに組合員の資格を取得した者については、管理組合への入会を促すことが望ましい。

(組合員の権利)

第7条 組合員は、良好な居住環境及び市街地環境の維持・向上による共同の利益を享受する権利を有する。

(組合員の義務)

第8条 組合員は、第1条に定める目的を達成するため、管理対象物について、常に適正な管理を行うよう努めるものとする。

2 組合員は、本管理組合の運営及び管理対象物の維持管理に係る費用を負担する義務を負う。

(資格の変動等)

第9条 新たに組合員の資格を取得した者は、組合員の資格の取得後、直ちに入会届を管理組合に届け出るものとする。

2 組合員の資格を喪失した者は、直ちに退会届を管理組合に届け出るものとする。

(組合員の名簿)

第10条 理事長は、組合員名簿を作成し、これに組合員の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

2 組合員名簿の記載内容に変更があるときには、理事長は、適時に、かつ適切な方法で名簿を更新するものとする。

第3章 業務

(業務)

第11条 管理組合は、以下に掲げる業務を行う。

- (1) ○○
- (2) ○○
- (3) . . .

第11条関係

- ① 業務の内容については、管理組合の目的・活動内容に応じて定めるものとする。

② 管理組合の活動内容は、目的に応じた活動を地域（エリア）の実情に即して定める。例えば以下のような活動が想定される。

- 1 地域の将来像・プランの策定・共有化（地域の将来像・プランの策定、地域の将来像・プランに基づく新たな空間・機能の誘導 等）
- 2 街並みの規制・誘導（街並みに関するルール of 策定 等）
- 3 共有物等の維持管理（集会所等の共有施設の維持管理 等）
- 4 公物（公園等）の維持管理（集会所・コミュニティセンター等の公益施設の管理 等）
- 5 地域の防犯性の維持・向上（防犯灯・防犯カメラ等の設置 等）
- 6 地域の快適性の維持・向上（地域の美化活動の推進 等）
- 7 地域のPR・広報（地域に関するシンポジウム等のイベントの開催 等）
- 8 地域経済の活性化（地域の名産等の創出・生産 等）
- 9 空家・空地等の活用促進（空家・空地等を活用した生活支援等のビジネスの展開 等）
- 10 地球環境問題への配慮（ハードの整備による地球環境問題への対応 等）
- 11 生活のルール作り（ゴミ出しやペットの飼い方等に関するルールの策定 等）
- 12 地域の利便性の維持・向上、生活支援サービス等の提供（配食等高齢者等への支援サービスの提供 等）
- 13 コミュニティ形成（運動会等のイベント等の地域の交流機会の創出 等）
- 14 その他

※活動の具体的事例については、エリアマネジメントマニュアル本編を参照のこと。

（業務の委託）

第12条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、第三者に適正な価額で委託し、又は請け負わせて執行することができる。

（違反への対応）

第13条 組合員が法令、規約等又は総会の決議等に違反した場合、理事長は、理事会の決議を経て、違反者に勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

2 違反者が前項に定める理事長の勧告等に応じないときは、理事長は、理事会の決議を経て、本規約の目的の範囲内で必要な措置を講ずることができる。

（外部又は内部の協定との関係）

第14条 組合員は、管理組合が〇〇市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守するものとする。

第14条関係

協定の内容については、以下のようなものが想定される。

- ・公園や道路等の清掃、植栽の維持管理、その他、地域の美化活動
- ・公園や用水路等の管理
- ・地域の防犯活動 等

第4章 役員

(全般)

第15条 管理組合に、次の役員を置く。

- (1) 理事長〇名
- (2) 副理事長〇名
- (3) 会計担当理事〇名
- (4) 理事（理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。）〇名
- (5) 監事〇名

第15条関係

役員の数については、地域の実情や活動の内容に応じて具体的な数を定めるものとする。

(役員を選び方)

第16条 役員は、組合員（ただし、組合員が法人の場合には、その役員又は従業員）のなかから総会で選任する。

2 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事の互選により選任する。

第16条関係

- ① 役員を選任にあたっては、その専門性、競業避止等に留意する必要がある。
- ② 理事長、副理事長、会計担当理事の選出については、理事の互選により定めることが適当であるが、これ以外の方法による場合には、理事会において適切な方法を定めることができる。

(役員の間職禁止)

第17条 理事は監事を、監事は理事を兼ねてはならない。

(役員の間酬)

第18条 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けすることができる。

第18条関係

役員の間酬については、管理組合の実態に応じて、総会にて適切な報酬の額を定めるよう、努めることとする。

(任期)

第19条 役員の間期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の間期は、前任者の残任期間とする。

- 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。
- 4 役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

第19条関係

- ① 役員任期は、地域の実情や活動の内容に応じて具体的な年数を定めるものとする。
- ② 役員任期は、おおむね1～2年で設定することとし、選任に当たっては、その就任日及び任期の期限を明確にする。
- ③ 業務の継続性を重視すれば、役員は半数改選とするのもよい。この場合には、役員任期は2年とする。
- ④ 役員が転出、死亡その他の事情により任期途中で欠けた場合、補欠の役員を理事会の決議で選任することができると、規約に規定することもできる。

(役員誠実義務)

第20条 役員は、法令、規約等並びに総会及び理事会の決議を遵守し、組合員のため、誠実に職務を遂行するものとする。

(理事長)

第21条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

- 一 規約等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項
- 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること
- 2 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をするものとする。
- 3 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事にその職務の一部を委任することができる。

(副理事長)

第22条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事)

第23条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。

- 2 会計担当理事は、管理費及び修繕積立金（以下「管理費等」という。）の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。

(監事)

第24条 監事は、管理組合の業務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

- 2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総

会を招集することができる。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(その他)

第 25 条 管理組合は、その運営及び活動において、その事務作業を円滑に処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第 5 章 総会

(通常総会)

第 26 条 管理組合の総会は、組合員全員で組織する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 理事長は、通常総会を、毎年 1 回新会計年度開始以後〇か月以内に招集するものとする。

第 26 条関係

① 新会計年度開始から通常総会の招集までの期間は、地域の実情や活動の内容に応じて具体的な日数を定めるものとする。

② 通常総会の招集時期は、会計年度開始以後できるだけ早い時期（マンション標準管理規約においては、新会計年度開始以後 2 ヶ月と規定している）とすることが望ましい。

(臨時総会)

第 27 条 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、理事長が務める。

第 28 条関係

総会において、議長を選任する旨の定めをすることもできる。

(招集手続き)

第 29 条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の〇日前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発するものとする。

2 前項の通知は、組合員の住所に発するものとする。

3 第 1 項にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、〇日間を下回らない範囲において、第 1 項の期間を短縮することができる。

第 29 条関係

① 総会の通知から会議開催までの期間は、地域の実情や活動の内容に応じて、具体的な日数を定めるものとする。

- ② 総会の通知については、例えばマンション標準管理規約においては、2週間前と定められている。
- ③ 組合員より住所と異なる宛先に通知を発するよう申し出があった場合には、当該宛先に通知を発することも可能とする。
- ④ 第3項に定める、緊急を要する場合の通知については、例えばマンション標準管理規約においては、5日間（ただし、組合員が遠方に滞在しているなど特別の事情がある場合には、別途合理的な期間を定めることができる。）と定められている。

（組合員の総会招集権）

- 第30条 組合員が、組合員総数の〇分の〇以上および第35条に定める各組合員の議決権総数の〇分の〇以上にあたる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合は、理事長は、請求を受けた日から〇週間以内に、その請求のあった日から〇週間以内の日を開催日とする臨時総会の招集の通知を発するものとする。
- 2 理事長が前項の期限内に総会の招集通知を発しない場合は、前項の請求をした組合員は臨時総会を招集することができるものとする。
- 3 前2項により招集された臨時総会においては、第28条にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の〇分の〇をもって、組合員の中から選任する。

第30条関係

- ① 組合員が総会の招集を請求する際に必要な組合員および議決権の割合は、地域の実情や活動の内容に応じて、具体的な数を定めるものとする。
- ② 組合員の請求から臨時総会の招集通知までの期間、および臨時総会の招集通知から会議開催までの期間は、地域の実情や活動の内容に応じて、具体的な日数を定めるものとする。
- ③ 臨時総会の議長を選任する際の組合員数は、地域の実情や活動の内容に応じて、具体的な数を定めるものとする。
- ④ 総会の招集を請求する際の組合員の同意については、例えばマンション標準管理規約においては、組合員総数及び各組合員の議決権総数の5分の1と定められている。
- ⑤ 臨時総会の招集の通知については、例えばマンション標準管理規約においては、請求を受けた日から2週間以内に、その請求のあった日から4週間以内の日を開催日とする通知を発しなければならない、と定められている。
- ⑥ 第3項について、電磁的方法（電子メールの送信やウェブサイト（ホームページ）への書込みの利用等。以下同じ。）により議決権を行使することも可能である。

（代理出席）

- 第31条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。
- 2 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 3 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は第3条第1項で定めるエリア内に居住する者とする。

4 代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出するものとする。

第 31 条関係

- ① 第 6 条にて議決権を有する組合員以外に、賛助組合員等を定めた場合、その出席が可能となる。
- ② 書面による議決権の行使とは、総会には出席しないで、総会の開催前に議案についての賛否を記載した書面を総会の招集者に提出することである。他方代理人による議決権の行使とは、組合員本人から授権を受けた代理人が総会に出席して議決権を行使することである。
なお、組合員は、代理人により議決権を行使する場合は、第 31 条第 3 項に規定する者の中で、誰を代理人とするかについて主体的に決定することが望まれる。
- ③ 第 2 項及び第 4 項について、電磁的方法により議決権を行使することも可能である。

(総会)

第 32 条 総会の会議は、組合の議決権総数の〇分の〇以上を有する組合員が出席するものとする。

- 2 総会の議事は、出席組合員(代理人による議決権を含む。)の議決権の〇分の〇以上で決する。
- 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の〇分の〇以上及び議決権総数の〇分の〇以上で決する。
 - 一 規約の制定、変更又は廃止
 - 二 その他総会において本項の方法により決議することとした事項
- 4 前 3 項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。
- 5 第 3 項第 1 号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならないものとする。

第 32 条関係

- ① 総会の定足数、および議決に要する組合員数は、地域の実情や活動の内容に応じて、具体的な数を定めるものとする。
- ② 第 2 項は、議長を含む出席組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の〇分の〇で決議し、〇分の〇の賛成を得られなかった議事は否決とすることを意味するものである。例えば、マンション標準管理規約においては、半数の以上の議決権で決議し、過半数の賛成を得られなければ否決とする旨、定められている。会議運営の一般原則としては多数決とする場合が多い。議決の対象としては、第 34 条各号に掲げる事項((4)を除く。)が想定される。
- ③ 第 3 項については、規約の制定、変更又は廃止のほか、特に慎重を期すべき事項を特別の決議によるものとした。例えば、マンション標準管理規約においては、組合員総数の 4 分の 3 以上及び議決権総数の 4 分の 3 以上で決するものと定められている。
- ④ 第 4 項について、電磁的方法により議決権を行使することも可能である。

(決議の範囲)

第33条 総会においては、第29条第1項及び第30条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(議決事項)

第34条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- (1) 収支決算及び事業報告
- (2) 収支予算及び事業計画
- (3) 管理費等の額及び賦課徴収方法
- (4) 規約等の制定、変更又は廃止
- (5) 長期修繕計画の作成又は変更
- (6) 特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し
- (7) 修繕積立金の保管及び運用方法
- (8) 役員を選任及び解任並びに役員活動費の額、報酬の額及び支払い方法
- (9) 管理対象物に関する管理委託契約の締結
- (10) その他管理組合の業務に関する重要事項

第34条関係

- ① 第34条で定める事項の他にも、地域の実情や活動の内容に応じて、総会の決議事項を定めることができる。
- ② (1) 収支決算及び事業報告については、監事による会計監査を受けていることを確認するよう留意するものとする。
- ③ 管理対象物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、管理対象物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ長期修繕計画として定め、組合員の間で合意しておくことは、円滑な修繕の実施のために重要である。

(議決権)

第35条 各組合員の議決権は、1区画につき1票とする。

第35条関係

- ① 1区画が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。
- ② 組合員の議決権は平等とすることが適当であるが、商業地域と住宅地域が混在する地域等においては、議決権は面積割とすることも可能である。
- ③ 建物所有者等を組合員とする場合には、別に定めることも可能である。
- ④ 第35条に示す以外の取り決めとする場合は、その旨規約で定める必要がある。

(議事録)

第36条 総会の議事については、議長は、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する〇名の総会に出席した組合員がこれに署名押印するものとする。
- 3 理事長は、議事録を保管し、組合員の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示するものとする。

第36条関係

- ① 第1項については、電磁的記録（フロッピーディスクやCD-ROM等。以下同じ。）により議事録を作成することも可能である。
- ② 第2項について、例えばマンション標準管理規約においては、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員と規定されている
- ③ 第2項について、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報に、議長及び議長の指名する〇名の総会に出席した組合員が電子署名するものとする。
- ④ 第3項については、書面のみならず電磁的方法により閲覧を請求することも可能である。

（書面での決議）

第37条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法（電子メールの送信やウェブサイト（ホームページ）への書込みの利用、フロッピーディスクやCD-ROMの交付等。以下同じ。）による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものとする。

- 2 本規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 本規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- 4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第6章 理事会

（理事会の構成）

第38条 理事会は、理事をもって構成する。

（議長）

第39条 理事会の議長は、理事長が務める。

(招集手続き)

第 40 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の招集手続については、総会の規定を準用する。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。

(理事による理事会招集権)

第 41 条 理事が〇分の〇以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集するものとする。

第 41 条関係

- ① 理事が理事会の招集を請求する際に必要な理事の割合は、地域の実情や活動の内容に応じて具体的な数を定めるものとする。
- ② 例えばマンション標準管理規約においては、理事が〇分の 1 以上の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならないこと、と定められている。

(議決事項)

第 42 条 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
- (2) 規約の制定、変更又は廃止に関する案
- (3) 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
- (4) その他の総会提出議案
- (5) 総会から付託された事項
- (6) 規約等違反事案に対する勧告又は指示若しくは警告
- (7) 管理組合が保有する資産の管理及び運営方法

(理事会の成立及び議決)

第 43 条 理事会の会議は、理事の〇分の〇以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の〇分の〇以上で決する。

第 43 条関係

- ① 理事会の定足数、および議決に要する理事数は、地域の実情や活動の内容に応じて、具体的な数を定めるものとする。
- ② 例えばマンション標準管理規約においては、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決すること、と定められている。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事録については、第 36 条 (第 4 項を除く。) の規定を準用する。ただし、第 36 条第 2 項中「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるも

のとする。

第 44 条関係

理事に事故があり、理事会に出席できない場合は、その配偶者又は一親等の親族に限り、代理出席を認める旨を規約に定めることもできる。

(書面での決議)

第 45 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(部会等の設置)

第 46 条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。

2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申する。

第 46 条関係

① 専門委員会の検討対象が理事会の責任と権限を越える事項である場合や、理事会活動に認められている経費以上の費用が専門委員会の検討に必要な場合、運営細則の制定が必要な場合等は、専門委員会の設置に総会の決議が必要となる。

② 専門委員会は、検討対象に関心が高い組合員を中心に構成されるものである。必要に応じ検討対象に関する専門的知識を有する者（組合員以外も含む。）の参加を求めることもできる。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 47 条 管理組合の会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

第 47 条関係

① 会計年度は、地域の実情や活動の内容に応じて具体的な期日を定めるものとする。

② 一般的には、4月1日～翌年の3月31日、又は1月1日～翌年の12月31日とする例が多い。

(会計区分)

第 48 条 管理組合の会計区分は、次のとおりとする。

① エリアマネジメント活動に関する事業会計

② その他の事業会計

第 48 条関係

① 修繕積立金については、管理費と区分して経理することが望ましい。

② 収益事業を行う場合には、事業ごとに、別途会計区分を設けることが望ましい。

(資産等の管理)

第 49 条 管理組合の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

[※管理組合における基金の保有状況に応じて、次のように規定]

(ア) 基金を保有していない場合

(規定なし)

(イ) 基金を保有している場合

2 管理組合は、組合員から預託された基金を安全かつ適切な方法で運用するものとする。

3 管理組合がやむを得ず解散する場合を除き、組合員は、基金として預託した金員の返還を請求できず、かつ、基金に関する権利の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

(消滅時の財産の清算)

第 50 条 管理組合が消滅する場合、その残余財産については、議決権の割合に応じて、解散決議時の各組合員に帰属するものとする。

第 50 条関係

組合員の負担割合が大きく異なる場合は負担割合に応じた清算とするなど、実態に応じて
衡平な清算の規定を定めることが望ましい。

(帳票類の作成等)

第 51 条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、組合員の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させるものとする。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

第 51 条関係

① 作成、保管すべき帳票類としては、第 51 条に規定するものの他、領収書や請求書、管理委託契約書、修繕工事請負契約書、駐車場使用契約書、保険証券などがある。

② 組合員名簿の閲覧に際しては、組合員のプライバシーに留意する必要がある。

③ 請求の方法については、書面のみならず電磁的方法により閲覧を請求することも可能である。

(収支予算等)

第 52 条 理事長は、毎会計年度の収支予算案及び事業計画案を通常総会に提出し、その承認を得るものとする。

2 理事長は、毎会計年度当初から、収支予算案について通常総会の承認を得るまでの間に、第 11 条に定める業務の遂行のために要する必要最小限の費用について、理事会の承認を得て支出することができる。

3 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得るものとする。

(収支決算等及び監査)

第 53 条 理事長は、毎会計年度の収支決算案及び事業報告案を、監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得るものとする。

(金融機関取引口座の開設)

第 54 条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。

(繰越)

第 55 条 収支決算の結果、会計に余剰が生じた場合、その余剰金は翌年度に繰り越す。

(借り入れ)

第 56 条 管理組合は、第 34 条第 6 号に定める特別の管理を実施するため必要な範囲において、総会の決議を経て、借入れをすることができる。

第 8 章 管理費等

(組合員の支払い義務)

第 57 条 組合員は、第 11 条に掲げる業務を行うために要する経費に充てるため、管理費等を管理組合に納入するものとする。

第 57 条関係

実態に応じ、管理費のうち、使用料その他組合の運営に必要な経費等を、入会費や組合費として管理費とは分離して徴収することもできる。

(徴収した管理費等の使途)

第 58 条 管理費等は、第 11 条に掲げる業務に要する経費に充当するものとする。

第 58 条関係

- ① 管理組合の運営に要する費用には役員活動費も含まれ、これについては一般の人件費等を勘案して定めるものとするが、役員は組合員全員の利益のために活動することにかんがみ、適正な水準に設定することとする。
- ② 各居住者が各自の判断で自治会、町内会等に参加する場合に支払うこととなる自治会費、町内会費等は地域コミュニティの維持・育成のため居住者が任意に負担するものであり、管理費等とは別のものである。

(管理費等の徴収方法及び延滞時の対応)

第 59 条 組合員は、管理組合の指定する方法で管理費等を納入する。

2 管理組合は、組合員が管理費等を納期までに納付しないときは、その未払金額について納入期限の翌日から起算して納付日までの日数に応じ、年利〇パーセントの遅延損害金を加算して請求することができるものとする。

3 組合員は、納付した管理費等について、理由の如何を問わず、その返還請求又は分割請求をすることができないものとする。

第 59 条関係

① 管理費等に係る遅延損害金の年利は、地域の実情や活動の内容に応じて、具体的に定めることとする。

② なお、国税通則法における延滞税の利率は、年 14.6%である。

(督促)

第 60 条 管理費の納入に際して遅延が生じた場合、管理組合はその組合員に対して督促を行うことができる。

(管理費等の額)

第 61 条 理事会は組合員の負担する管理費等の額及び賦課徴収方法について、総会の議決を経て定め、又は改訂することができる。

第 61 条関係

管理費等の負担割合を定めるに当たっては、使用頻度等は勘案しない。

第 9 章 雑則

(裁判所)

第 62 条 本規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、第 5 条に定める管理組合の主たる事務所の所在地を専属的に管轄する地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

(規約外事項)

第 63 条 規約等に定めのない事項については、関係法令の定めるところによる。

2 規約等又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

(細則)

第 64 条 総会及び理事会の運営、会計処理、管理組合への届出事項等については、別に細則を定めることができる。

第 64 条関係

細則は他に、役員選出方法、管理事務の委託業者の選定方法、文書保存等に関するものが考えられる。

(原本)

- 第 65 条 本規約を証するため、組合員が記名押印した規約を 1 通作成し、これを規約原本とする。
- 2 規約原本は、理事長が保管し、組合員の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせるものとする。
 - 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1 通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名押印した上で、この書面を保管する。
 - 4 組合員の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面（以下「規約原本等」という。）の閲覧をさせるものとする。
 - 5 第 2 項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
 - 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の保管場所を掲示するものとする。

第 65 条関係

- ① 組合員全員が記名押印した規約がない場合には、規約成立時の組合員全員の規約に対する同意を証する書面又は初めて規約を設定した際の総会の議事録が、規約原本の機能を果たすこととなる。
- ② 第 1 項及び第 3 項については、電磁的記録に電子署名した規約を規約原本又は現に有効な規約とすることも可能である。
- ③ 第 2 項及び第 4 項については、書面のみならず電磁的方法により閲覧を請求することも可能である。

(書類の閲覧等)

- 第 66 条 理事長は、規約等及び組合員名簿を管理組合の事務所に備えておくものとする。
- 2 理事長は、総会及び理事会の議事録を、10 年間管理組合の主たる事務所に備えておくものとする。
 - 3 組合員及び利害関係者は、いつでも理事長に対し、前 2 項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならないものとする。

第 66 条関係

第 3 項の「利害関係者」とは、土地、建物等に対する担保権者、差押え債権者、賃借人、組合員からの媒介の依頼を受けた宅地建物取引業者等法律上の利害関係がある者をいい、単に事実上利益や不利益を受けたりする者、親族関係にあるだけの者等は対象とはならない。

(留意事項)

- 第 67 条 理事長は、業務の遂行にあたり、組合員の個人情報の取り扱いに留意するものとする。

附則

(発効日)

第1条 この規約は、平成〇年〇月〇日から効力を発する。

附則全般関係

① 新規開発地において、開発会社、分譲会社等が原始規約案を作成する際の参考とする場合は、附則第1条の次に以下のような附則を規定することが考えられる。

(管理組合の成立)

第2条 管理組合は、平成〇年〇月〇日に成立したものとする。

(初代役員)

第3条 第15条にかかわらず理事〇名、監事〇名とし、理事長、副理事長、会計担当理事、理事及び監事の氏名は別に定めるとおりとする。

2 前項の役員の任期は、第19条第1項にかかわらず平成〇年〇月〇日までとする。

(管理費等)

第4条 各組合員の負担する管理費等は、総会においてその額が決定されるまでは、開発会社、分譲会社等が定める額とする。

② ①に記載するもののほか、初年度の予算及び事業計画等に関しても必要に応じて附則で特例を設けるものとする。

資料2. エリアマネジメントを実施する任意組織の会計処理細則

エリアマネジメントを実施する任意組織の会計処理細則

- 第1章 総則
- 第2章 勘定科目及び帳簿組織
- 第3章 金銭出納
- 第4章 資金
- 第5章 固定資産及び備品等
- 第6章 予算
- 第7章 決算
- 第8章 監査

第1章 総則

(目的)

第1条 この会計処理細則は、〇〇管理組合（以下「管理組合」という。）の会計処理に関する基準を定めることにより、財政状態及び収支の状態を明らかにし、管理組合の健全な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この会計処理細則は、管理組合の会計業務のすべてについて適用する。

(会計処理及び手続きの原則)

第3条 管理組合の会計処理は、公正妥当な会計処理の基準に従い、発生主義を原則として行わなければならない。

2 帳簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳しなければならない。

(会計年度)

第4条 会計年度は毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(会計区分)

第5条 会計区分は次のとおりとする。

- ①エリアマネジメント活動に関する事業会計
- ②その他の事業会計

(※収益事業を行う場合には、事業ごとに、別途会計区分を設けることが望ましい。)

(会計責任者)

第6条 会計責任者は会計担当理事とする。

(金融機関との取引)

第7条 金融機関との取引の一切は、理事長名義をもって行う。

2 理事長は、管理組合の金融機関の口座開設に当たっては、理事会の議決を得なければならない。

(金融機関取引口座と会計区分)

第8条 金融機関取引口座は会計区分毎に設けるものとする。

(取扱要領)

第9条 理事長は、理事会の議決を得て、この会計処理細則に関する取扱要領を設けることができる。

(規定外事項)

第10条 この会計処理細則に定めのない事項については、理事会の議決を得て処理するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この会計処理細則を改廃する場合には、総会の議決を得なければならない。

(内部牽制)

第12条 理事長及び理事会は、不正・誤謬等の発生を防止するため、業務の遂行に当たっては有効な内部牽制の確保に努めなければならない。

(具体的内容は自治による)

例)・銀行印は理事長保管とし、預金通帳は会計担当理事保管とする。

・銀行のキャッシュカード等は作成してはならない。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第13条 勘定科目は、別に定める勘定科目表によって整理する。(現金、預金、未収入金など、具体的内容は自治による)

(会計帳簿)

第14条 会計帳簿は会計区分毎に作成するものとし、主要簿として総勘定元帳及び仕訳帳を備え付け、補助簿として、現金出納帳、預金出納帳、固定資産台帳等必要なものを備えなければならない。

(会計伝票)

第15条 いっさいの取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は次のとおりとする。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 仕訳伝票

3 会計伝票は、証憑に基づき作成し、証憑は別に保存するものとする。

4 会計伝票は、原則として取引1件ごとに作成し、会計伝票には会計担当理事の承認印を受けるものとする。

(帳簿の記帳)

第16条 総勘定元帳及びその他の帳簿への記帳は、会計伝票に基づいて行うものとする。

(帳簿の照合)

第17条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第18条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第19条 会計帳簿、会計伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 収支予算書及び収支決算書（財産目録、貸借対照表、収支計算書をいう。以下同じ。） 永久
 - (2) 会計帳簿、会計伝票及び証憑書類 10年
 - (3) その他（自治による）
- 2 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。
- 3 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第3章 金銭出納

(金銭の範囲)

第20条 金銭とは、現金、預貯金をいう。（自治による）

(出納責任者)

第21条 金銭の出納及び保管については、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は会計担当理事が任命する。

(金銭の出納)

第22条 金銭の出納は、会計担当理事の適切な承認印のある会計伝票及び証憑書類により、出納責任者がこれを行う。

- 2 金銭の収納に対しては、所定の領収書を発行し、支払いに対しては、相手方より適正な領収書、証憑書類を受領しなければならない。
- 3 収納された金銭は、これを遅滞なく金融機関に預け入れなければならない。

(小口現金)

第23条 出納責任者は、日々の現金払いに充てるため、必要最小限の小口現金をおくことができる。

- 2 小口現金は出納責任者が保管管理し、小口現金出納帳を備える。
- 3 小口現金の収納に対しては、所定の領収書を発行し、支払いに対しては、相手方より適正な領収書、証憑書類を受領しなければならない。

(具体的内容は自治による)

(残高照合)

第24条 出納責任者は、金銭の帳簿残高について、定期的(※)に預貯金通帳及び現金有高との照合を行い、会計担当理事の確認を受けなければならない。期末には預貯金残高証明書を入手し、その記録の残高と照合確認を行わなければならない。

(※毎月、一定の時期に行うことが望ましい。)

第4章 資金

(運用資産管理)

第25条 修繕積立金その他の資金は、安全で元本毀損の虞のない定期性預金・有価証券等によって適切に運用する。(自治による)

第5章 固定資産及び備品等

(固定資産の会計処理)

第26条 固定資産とは、管理組合がその業務のために継続して所有する車輛、備品等を言う。

- 2 固定資産として計上する資産の範囲、取得価額、耐用年数、減価償却の方法等については、法人税法の規定に準ずる。

(固定資産の購入及び処分)

第27条 固定資産は、内部規約第〇条に定める収支予算案に計上し、理事会の議決を受けなければ、原則として購入することができない。(自治による。理事長、会計担当理事等の承認による)

ことも可。)

- 2 固定資産の購入に際しては、費用対効果を十分に考慮しなければならない。
- 3 固定資産の処分に際しては、理事長は、理由を付した書面をもって、理事会の議決を受けなければならない。
- 4 前三項の規定は、固定資産に相当する資産のリース契約の締結について準用する。

(固定資産の管理)

第 28 条 会計担当理事は、固定資産を固定資産台帳によって管理し、期末には実査を行う。

(登記及び付保)

第 29 条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第 6 章 予算

(予算の目的)

第 30 条 収支予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数をもって表示し、実績との比較検討を通じて事業の合理的かつ公正な運営に資することを目的とする。

(予算の作成・決議)

- 第 31 条 会計担当理事は、収支予算案について、事業計画案に従い、事業ごとに区分した上で、収入及び支出の項目別に編成して作成し、理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、収支予算案について、理事会の議決を得た後、総会の決議を得なければならない。収支予算について重要な変更が生じたため、その補正を行う場合についても同様とする。

第 7 章 決算

(決算の目的)

第 32 条 収支決算は、各会計年度の会計記録を整理し、その期間の収支計算を行うと共に、期末における財政状態を明らかにすることを目的とする。

(年度決算計算書類の作成)

第 33 条 会計担当理事は、各会計年度終了後、速やかに、収支決算案を作成し理事長に提出しなければならない。

(決算の確定)

第 34 条 理事長は、会計監査を受けた収支決算案を理事会及び総会に提出し、その承認を得なけ

ればならない。

第8章 監査

(監査の目的)

第35条 監事は会計監査を行う。

2 会計監査は、会計についてその実施状況を監査して不正・誤謬を防止することを目的とする。

(監査の範囲)

第36条 監査は次の事項について行う。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 物品購入の価格・数量・購入の方法の確認
- (3) 諸経費の適否
- (4) 帳簿記載・伝票整理の適否
- (5) 財産および備品管理の適否
- (6) 現金預金および運用資産残高の確認
- (7) 収支決算案および事業報告案の検証
- (8) その他必要と認められた事項

(具体的内容は自治による)

(監査の報告)

第37条 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

○別表（勘定科目表）

以下、代表的な勘定科目の例を参考として記載する。勘定科目の設定は、組織の活動実績が分かるような構成とすることが望ましく、以下の勘定科目を必ず採用しなければならないものではない。

貸借対照表			
資産：以下の勘定科目について、増加した場合は借方へ、減少した場合は貸方へ			
流動資産	現金	手元にある現金	
	預金	預金口座にあるお金	
固定資産	未収入金	お金をまだ受け取っていないが、近い将来に受け取ることが確実なもの	
	事務機器	一定金額以上の備品等で耐用年数が1年超のもの	
負債：以下の勘定科目について、減少した場合は借方へ、増加した場合は貸方へ			
流動負債	短期借入金	借りたお金のうち、1年以内に返さなければいけないもの	
	未払金	本来の活動に直接関係のない取引に関する費用として発生済みであるが、まだ実際には支払いが完了していないもの	
	未払費用	費用として発生済みであるが、まだ実際には支払いが完了していないもの（通常期末に認識）	
	預り金	団体が一時的に預って、後で他へ支払うもの	
固定負債	長期借入金	借りたお金のうち、返済期限が1年超のもの	
収支計算書			
収入：以下の勘定科目について、発生した場合は貸方へ			
経常収入	管理費収入	組合員から受け取った管理費	
	雑収入	拾得金など	
支出：以下の勘定科目について、発生した場合は借方へ			
経常支出	植栽管理費	植栽にかかった費用	
	清掃費	清掃にかかった費用	
	消耗品費	組合が使用する器具備品類のうち、取得価額が一定金額未満のものや耐用年数が1年未満のもの	
	会議費	打合せ、会議に要した御茶代、会議室使用料等	
	旅費交通費	電車代、バス代、有料道路通行料、駐車場代等	
	通信運搬費	電話料金、郵便料金等	
	水道光熱費	水道代、電気代、ガス代	
	手数料	銀行の振込手数料等	

※実際の貸借対照表、収支計算書の作成に当たっては、上記の勘定科目に基づいて、貸借対照表においては正味財産、収支計算書においては収支差額金等を考慮するものとする。

資料3. 支援策

(1) 国の施策

エリアマネジメントに取り組もうとする住民・事業者・地権者等が、支援を受けることのできる国の施策を紹介します。以下の情報は、平成19年度現在のものであり、平成20年度以降は、変更や廃止、さらには、これら以外の施策の新設もありえます。制度の支援策の検討に際しては、各省庁の最新情報を確認して下さい。

なお、備考欄には、平成20年2月段階で公表されている平成20年度の施策動向について記載していますので参考にして下さい。

①国土交通省

a. 面整備事業

支援策	概要	備考
都市再生区画 整理事業	<p>1. 概要</p> <p>空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が貧弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して補助を行うことにより、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する制度で、次の4種の制度から構成されます。</p> <p>(1) 都市再生事業計画案作成事業 既成市街地等の再生・再構築を行う区画整理を実施するための事業計画の案の作成に対する補助。以下、「調査」といいます。</p> <p>(2) 都市再生土地区画整理事業 既成市街地等の再生・再構築を行う区画整理に対する補助。以下、「事業」といいます。</p> <p>(3) 被災市街地復興区画整理事業 大規模な災害により被災した市街地の復興を行う区画整理に対する補助。以下、「被災事業」といいます。</p> <p>(4) 緊急防災空地整備事業 既成市街地で区画整理を予定している地区において、緊急に防災性の向上を図るとともに、事業化を促進するための用地取得に対する補助。以下、「用地取得」といいます。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>(1) 対象者 地方公共団体、土地区画整理組合、区画整理会社、防災街区整備組合、個人施行者（3人以上の地権者からなる共同施行者又は公的同意施行者に限る。）、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>①地区要件 [調査・事業の一般地区] 直前の国勢調査に基づくD I D区域内又は隣接する地区であって、次の要件を全て満たす地区 (イ) 施行前の公共用地率15%未満（幹線道路等を除く。)</p>	<p>【平成20年度支援内容】 拡充：集約型都市構造の拠点となるべき市街地の整備、歴史的資産を活かしたまちなみ形成等を推進するため、補助率が1/2となる重点地区の再編、歴史的街並み形成に資する建築物等の移転補償を補助限度額の積算対象に追加する等の拡充を行う。</p> <p>参考：国土交通省都市・地域整備局「平成20年度 都市・地域整備局関係予算決定概要」/ http://www.mlit.go.jp/yosan/yosan08/yosan/sosikibetu2/toshi.pdf</p>

支援策	概要	備考
	<p>(ロ) 市町村の都市計画に関する基本的な方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ</p> <p>[調査・事業の重点地区]</p> <p>一般地区に係る要件を満たし、かつ以下のいずれかの要件を満たす地区となる。</p> <p>(街なか再生重点地区)</p> <p>以下の全てを満たす地区</p> <p>(イ) 中心市街地活性化法の認定基準に合致する地区</p> <p>(ロ) 中心市街地活性化基本計画の目標の実現に大きく貢献する中核的な地区であり、都市機能導入施設の整備が行われる地区</p> <p>②面積要件</p> <p>指定容積率(予定を含む。)/100%×(施行面積)≥2.0ha*</p> <p>*連鎖型の場合は、0.5haとする。</p> <p>(3) 補助対象</p> <p>① [調査]</p> <p>事業計画案作成事業費</p> <p>② [事業、被災事業]</p> <p>土地区画整理事業費(ただし(4)により算定した額を限度)</p> <p>調査設計費、宅地整備費、移転移設費、公共施設工事費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費又は公共施設用地取得費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、営繕費、機械器具費、事務費</p> <p>③ [用地取得]</p> <p>防災空地の取得に要する経費(ただし予定される減価補償費の8割を限度)</p> <p>(4) 補助限度額</p> <p>補助限度額=公共用地^(※1)の増分の用地費^(※2)×2/3</p> <p>+公共施設整備費(移転補償費を含む。)</p> <p>+立体換地建築物工事費(共同施設の工事費等を限度)</p> <p>+公益施設等^(※3)用地上の従前建築物等の移転補償費</p> <p>+電線類地下埋設施設整備費</p> <p>+公開空地整備費</p> <p>※1:一定の要件を満たす公開空地は公共用地とみなす。</p> <p>※2:施行後の公共用地率が15%を超える場合のみを対象とし、施行前の公共用地率が15%を下回る場合は、施行前を15%又は、土地所有者の自助努力によりセットバックすると算定した公共用地率とする。なお、公益施設の整備が図られることが確実な場合は、道路用地について全額参入する。</p> <p>※3:一定の住宅、認定基本計画に位置付けられた商業活性化施設又は公益施設(教育文化施設、医療施設等認定基本計画に位置付けられたものに限る)、立体換地建築物及び耐火建築物(避難路等沿道耐火建築物、不燃領域率40%を確保するために最低限必要となる耐火建築物)</p> <p>(5) 補助率</p> <p>調査・事業の一般地区: 1/3</p> <p>調査・事業の重点地区、被災事業、用地取得: 1/2</p> <p>参考: 財団法人 都市文化振興財団「中心市街地活性化ハンドブック2007」/2007年</p>	

b. 都市基盤施設の整備

支援策	概要	備考
<p>道路開発資金による自転車駐車場整備事業</p>	<p>1. 概要 放置自転車の解消等の必要性が高い地域において、敷地の所有権等を有する者が行う自転車駐車場又はこれを附置する建築物（サイクルイン）の建築事業に対し融資を行います。</p> <p>2. 支援内容 (1) 対象者 第3セクター、民間事業者 (1) 貸付金利等 ・償却期間：15年以内（内据置期間3年以内） ・金利：2.075%（平成19年6月13日現在） ・貸付額：建築費及び敷地整備費の80%以内 (2) 対象事業 放置自転車の解消等の必要性が高い地域において、敷地の所有権等を有する者が行う自転車駐車場又はこれを附置する建築物（サイクルイン）の建築事業 (3) 採択条件 ア 特定の施設の利用者のために利便を供するものでないこと。 イ 設置効果が将来にわたって確保されうる構造であること。 ウ 地方公共団体の認定又は推薦を受けたものであること。 エ 駐車台数が200台以上（建築物と構造的に一体となって附置する自転車駐車場（サイクルイン）では50台以上）であること。</p> <p>参考：国土交通政策研究会「2007 国土交通行政ハンドブック」／2007年</p>	
<p>日本政策投資銀行による自転車駐車場整備に対する融資</p>	<p>1. 概要 民間事業者・第3セクターによる自転車駐車場整備を促進するために、種々の公的融資制度が定められている。日本政策投資銀行による融資では、届出自転車駐車場に対する融資を行う。</p> <p>2. 融資条件 (1) 融資機関 日本政策投資銀行 (2) 融資対象 市町村が定める自転車駐車場整備計画において主要な路外駐車として位置付けられている駐車場で駐車台数が200台以上のもの（機械式駐車場は50台以上） (3) 融資条件 ①融資限度：30% ②金利：政策金利Ⅰ ③償還期間（据置期間）：20年 ④償還方法：元金均等 (4) 根拠法令等 日本政策投資銀行法</p> <p>参考：国土交通政策研究会「2007 国土交通行政ハンドブック」／2007年</p>	

c. 住宅・建築物の整備

支援策	概要	備考
<p>優良建築物等 整備事業</p>	<p>1. 概要</p> <p>土地の合理的利用の誘導を図りつつ、優良建築物等の整備の促進を図ることにより、市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進する。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>(1) 対象者 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等</p> <p>(2) 対象地域 <優良再開発型、市街地住宅供給型（住宅複合利用タイプ）、及び既存ストック活用型> ア. 三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等 イ. 地方拠点都市地域 ウ. 市街地総合再生計画区域 エ. 中心市街地基本計画区域 オ. 土地区画整理法に規定する高度利用推進区 カ. 人口10万人以上の市の区域 キ. 大都市法に規定する重点供給地域 ク. 県庁所在都市または通勤圏内人口が25万人以上である都市の通勤圏 ケ. 密集住宅市街地整備促進事業の事業地区 <アスベスト改修型> 全国 <市街地住宅供給型（中心市街地共同住宅供給タイプ）> 中心市街地活性化法の規定による認定を受けた基本計画の区域</p> <p>(3) 事業の要件 <基礎要件>（アスベスト改修型を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区面積 概ね1,000㎡以上 （中心市街地共同住宅供給タイプ、市街地総合再生計画に係るもの等の場合は概ね500㎡以上、一定の条件を満たすマンション建替え事業の場合は概ね300㎡以上） ・ 地区要件 一定規模以上の空地を確保すること（一定の条件を満たすマンション建替え事業以外） 一定接道条件を満たしていること ・ 階数 地上3階以上 ・ 構造 耐火建築物又は準耐火建築物 <p><個別要件> 上記の基礎要件に加えて、以下の個別要件のいずれかに適合すること。</p> <p>①優良再開発型</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 共同化タイプ 2人以上の地権者による共同事業であること ロ 市街地環境形成タイプ 良好な景観の形成等に配慮した協調的な建築物を整備する事業 	

	<p>ハ マンション建替タイプ 10人以上の区分所有者による老朽化した共同住宅の建替事業であること。</p> <p>②市街地住宅供給型</p> <p>イ 住宅複合利用タイプ 住宅を他の施設と共同して建設することにより住宅の地価負担を軽減し、15戸以上の住宅を供給する事業であること。</p> <p>ロ 中心市街地共同住宅供給タイプ 中心市街地活性化法の規定による認定を受けた基本計画の区域内で、特定の住宅を10戸以上供給する事業であること。</p> <p>③既存ストック活用型 既存オフィスビル等を活用して住宅を整備するもので、次のすべてに該当する事業であること</p> <p>イ 耐用年数の2分の1を経過していないこと</p> <p>ロ 供給される住宅の戸数が10戸以上であること</p> <p>ハ 転用後の建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供すること</p> <p>④アスベスト改修型 多数のものが利用する建築物について行う以下の事業であること。</p> <p>(1)露出して施行されている吹き付けた建材についてアスベスト含有の有無にかかる調査</p> <p>(2)吹きつけアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み</p> <p>(4) 補助対象</p> <p>①優良再開発型、市街地住宅供給型、既存ストック活用型</p> <p>イ 調査設計計画費</p> <p>ロ 土地整備費</p> <p>ハ 共同施設整備費</p> <p>②アスベスト改修型</p> <p>イ 露出して加工されている吹きつけ建材について行うアスベスト含有の有無に関わる調査に要する費用</p> <p>ロ 吹きつけアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用</p> <p>(5) 補助率</p> <p>①地方公共団体、都市再生機構が施行 1/3</p> <p>②地方住宅供給公社、民間事業者等が施行する事業においては、地方公共団体が地方住宅供給公社、民間事業者に補助する額の1/2以内でかつ当事業に要する費用の1/3以内。</p> <p>ただし、住宅複合利用タイプの場合、施設に対する補助は住宅と等面積を限度とする。</p> <p>参考：国土交通政策研究会「2007 国土交通行政ハンドブック」/2007年</p>	
<p>地域優良賃貸住宅制度</p>	<p>1. 概要</p> <p>高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う。</p>	<p>【平成20年度支援内容】(拡充)</p> <p>①住宅セーフティネットの充実</p> <p>・地域優良賃貸住宅整備事業における医療法人に対する支援</p>

	<p>2. 支援内容</p> <p>(1) 施策対象 収入分位：0～80%（ただし、高齢者世帯以外の場合、収入分位0～25%は所得の上昇の見込みのあるもの）のうち以下の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 ・障害者世帯 ・子育て世帯 ・災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として地方公共団体が地域住宅計画等に定めるもの <p>原則同居親族のあるもの等 （参考）4人標準世帯収入 80%：約1,060万円</p> <p>(2) 家賃 近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定める。</p> <p>(3) 助成措置</p> <p>①建設費等に対する助成</p> <p>(イ) 地域住宅交付金 地域優良賃貸住宅の建設費等を交付金算定対象事業とし、その概ね45%（国）を助成。</p> <p>②家賃の低廉化に要する費用に対する助成</p> <p>(イ) 地域住宅交付金 収入分位0～40%でかつ子育て世帯等（※）を対象として、対象世帯数に4万円を乗じた額（事業費）を交付金算定対象事業費の限度とし、その概ね45%（国）を助成。</p> <p>(※) 以下に該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 ・障害者世帯 ・小学校卒業前の子供がいる世帯 ・災害被災者 ・密集市街地からの立ち退き者等 <p>(4) 経過措置 平成18年度以前に管理開始された特定優良賃貸住宅等に関わる家賃低廉化助成は、従来の枠組みを継続する。</p> <p>参考：国土交通省住宅局住宅総合整備課編「公営住宅の整備」／2007年</p>	<p>措置</p> <p>医療法人による良質な高齢者向け賃貸住宅の供給を図るため、地域優良賃貸住宅整備事業における医療法人に対する支援措置を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域優良賃貸住宅等と医療提供施設との一体的整備に係る要件の緩和。 <p>地域優良賃貸住宅等と医療提供施設との一体的整備を促進する観点から、地域優良賃貸住宅整備事業等における要件の緩和を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域優良賃貸住宅（高齢者型改良）の要件緩和 <p>既存賃貸住宅ストックのバリアフリー改修による高齢者向け賃貸住宅の供給促進を図るため、地域有力賃貸住宅（高齢者型改良）の個数要件を緩和する。</p> <p>②活力ある地域づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域有力賃貸住宅制度（既存ストック活用タイプ）の創設 <p>地方公共団体等による空き家等を活用した地域有力賃貸住宅の供給を促進することにより、定住促進のための良質な賃貸住宅の供給を通じた地域活性化を推進する。</p> <p>参考：国土交通省住宅局「平成20年度住宅局関係予算決定概要」／ http://www.mlit.go.jp/yosan/yosan08/yosan/sosikibetu/jutaku.pdf</p>
--	--	---

d. その他

支援策	概要	備考
<p>都市防災総合推進事業 〔住民等のまちづくり活動支援〕</p>	<p>1. 概要 密集市街地を始めとする防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図るため、住民等のまちづくり活動の活性化と道路・公園等の公共施設整備、建築物の不燃化等により、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進することを目的とする。</p> <p>2. 支援内容 事業の実施に伴い、事前に都市防災事業計画を策定し、この計画範囲内で以下の5つのメニューに対し、一括して補助金の交付を行う統合補助制度である。 ①災害危険度判定調査 ②住民等のまちづくり活動支援 ③地区公共施設等整備 ④都市防災不燃化促進 ⑤密集市街地緊急リノベーション事業</p> <p>3. 住民等のまちづくり活動支援 【概要】 市民の協力と参画を得て住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。 【対象地区要件】 次のいずれかに該当する地区のうち、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区 ① 三大都市圏の既成市街地等 ② 大規模地震発生の可能性の高い地域 ③ 指定都市 ④ 都道府県等所在の市 ⑤ 都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト（第3次決定）に基づく大火の可能性の高い危険な市街地を含む市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、防災街区整備推進機構</p> <p>【補助対象】 ①住民等に対するまちづくりの啓発活動費 ア. まちづくりに関する住民等の意向調査に要する費用 イ. まちづくりアドバイザーやコンサルタントの派遣に要する費用 ウ. まちづくりイベントや広報活動に要する費用 ②まちづくり協議会の活動に対する助成費 まちづくり協議会等が行う地区のまちづくりに関する検討に対する助成に要する費用 ③地区のまちづくり方針の作成費 住民等の参加による地区のまちづくり方針の作成に要する費用</p> <p>【補助率】 1／3</p> <p>参考：国土交通政策研究会「2007 国土交通行政ハンドブック」／2007年</p>	<p>【平成20年度支援内容】 拡充：大規模地震の予防対策を緊急且総合的に推進するため、市町村が策定する「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に基づく事業について、補助対象施設の追加等を行うとともに、大規模災害による被災地の早期復興を図るため、復興計画の策定から公共施設、共同施設等の整備まで一体的に支援する制度を創設する等の拡充を行う。</p> <p>参考：国土交通省都市・地域整備局「平成20年度 都市・地域整備局関係予算決定概要」／ http://www.mlit.go.jp/yosan/yosan08/yosan/sosikibetu2/toshi.pdf</p>

支援策	概要	備考
まちづくり 計画策定担 い手支援事 業	<p>1. 概要</p> <p>密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、これにより自立的な建替えを促進し、市街地の整備改善を図る。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【事業主体】 都市計画法第21条の2により都市計画の提案を行うことが出来るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者組織、まちづくりNPO法人・公益法人、まちづくり協議会等 <p>【対象地域】 国策として整備改善を進めるべき市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地 ・中心市街地活性化法の認定基本計画区域 ・都市再生緊急整備地域 ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区 ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区等 <p>【補助対象】 地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査（土地利用・建築物に関する現況把握、市街地環境の調査等） ・地区診断（地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等） ・地区計画等都市計画の提案素案の作成 <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額補助（重点密集市街地） ・1/2（重点密集市街地以外の地域） <p>【補助限度額】 500万円/ha （ただし、重点密集市街地については、1地区当たり2,000万円を限度とする。）</p> <p>【期間】 平成23年度までの5年間</p> <p>参考：国土交通政策研究会「2007国土交通行政ハンドブック」/2007年</p>	<p>【平成20年度支援内容】 拡充：対象地域について、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（仮称）」に基づく歴史的風致維持向上計画（仮称）の重点区域（仮称）を追加する。</p> <p>参考：国土交通省都市・地域整備局「平成20年度都市・地域整備局関係予算決定概要」/ http://www.mlit.go.jp/yosan/yosan08/yosan/sosikibetu2/toshi.pdf</p>
次世紀の地域づくりのモデル的実践	<p>1. 目的</p> <p>地域が真に活性化するためには、各地域がそれぞれ固有の地域特性や生活に「誇り」を持ち、その「誇り」をより一層高めるとともに、既存の行政単位の域を超えた広域的な発想、適切な自己責任や役割分担を伴った多様な主体の参加が重要である。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【実践地域】 全国で31地域（公募により選定）。</p> <p>【実施主体】 このモデル実践の目的を理解し、複数市町村に跨った区域で、「参加と連携」による地域づくり活動を行う団体。</p> <p>【実践の内容】 福祉、防災、ゴミ処理など地域の存続基盤を確保するために必要なテーマに取り組んでいく「守り」の地域づくりや、観光など</p>	

支援策	概要	備考
	<p>地域のより一層の振興・活性化を図っていくテーマや自然、文化など地域の「誇り」を高めていくテーマに取り組んでいく「攻め」の地域づくりなどを、地域の自主的な取り組みのもとで具体的に実践する。</p> <p>【実施にあたっての国土交通省の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者からなる委員会が進め方について直接アドバイス、適宜現地でも意見交換 ・各対象地域での取り組みの状況・ノウハウを随時インターネットで情報交換、また、地域づくりのシンポジウム等を開催し情報交換 ・地域づくりにかかる国土交通行政の全国的な最新情報、動向等をインターネット等で情報提供 ・地域の要請に応じて、国土交通省地方出先機関が運営について支援 <p>参考：国土交通政策研究会「2007 国土交通行政ハンドブック」／2007年</p>	

②経済産業省

a. 中心市街地活性化(中心市街地活性化法関連)

支援策	概要	備考
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	<p>1. 概要</p> <p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は、中心市街地において民間事業者が行う施設整備事業及び活性化事業に対し、実施に要する経費の一部を国が補助することによって、中心市街地活性化の実効性をより一層高めることを目的としています。中心市街地において、地域の自治体、商業関係者と連携を図りながら、当該中心市街地の一員として活性化の一翼を担い、地域と共に街なかの賑わいを取り戻せるような事業を公募いたします。具体的には、民間事業者の能力の活用により、多くの中心市街地活性化の範となるべき先進的であり、モデル性を有する取組等に対し、国が直接支援いたします。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【対象施策】</p> <p>内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画（以下、「認定基本計画」。）に基づき民間事業者が実施する事業で、先進的であり、近隣への波及効果が高いもの等が対象となります。ただし、事業者に係る要件や事業的な要件等を満たしていることが前提となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備事業（ハード事業） ・活性化事業（ソフト事業） <p>（ただし、調査設計費及び施設の敷地となる土地の取得、使用、造成、補償に要する経費、既存建築物の除却に要する経費、これらの設計、調査等にかかる経費は除きます。また、ハード事業とソフト事業を組み合わせた事業か、ソフト事業単体での申請になります。なお、ハード事業単体での申請は認められません。）</p> <p>【対象団体】</p> <p>民間事業者</p> <p>※ここでいう民間事業者とは、全ての事業者より、自治体を除いたものです。（中心市街地活性化法第40条で定める特定民間中心市街地活性化事業計画（中小小売商業高度化事業に限る）または特定民間中心市街地活性化事業計画に準じる事業計画に基づく事業については、中小企業庁商業課所管の戦略補助金の対象となります。）</p> <p>【補助率】</p> <p>1／2以内（ただし、予算の範囲内）</p> <p>事業の選定 公募による申請の上、外部有識者等による審査の結果を踏まえて決定されます。</p> <p>【補助限度額】</p> <p>補助金額 上限：概ね10億円程度 下限：1,000万円（ソフト事業のみの場合の下限は、150万円）</p> <p>【期間】</p> <p>補助金の交付決定を受けた年度を含み、原則3ヵ年度以内とします。</p> <p>参考：経済産業省「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金平成19年度公募要領」／ http://www.meti.go.jp/information/downloadfiles/c70402c01j.pdf</p>	

支援策	概要	備考
戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	<p>1. 概要</p> <p>本補助制度は、改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組み中心市街地であって、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する取組について、「選択と集中」の視点から重点的に支援するものです。次の事業を単独又は包括で実施し、中心市街地活性化効果が期待される事業とします。</p> <p>(1) 施設整備事業（ハード事業）</p> <p>認定基本計画に位置づけられ、かつ、特定民間中心市街地活性化事業計画（中小小売商業高度化事業に限る。）の認定を受けた事業で、テナントミックス店舗などの商業基盤施設や、教養文化施設等の一般公衆利便施設を整備する事業</p> <p>(2) 活性化支援事業（ソフト事業）</p> <p>認定基本計画に位置づけられた事業であって、次のいずれかに合致する事業を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街等活性化支援：組合等又は特定非営利活動法人が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業 ・空き店舗活用支援：組合等、特定非営利活動法人又は社会福祉法人が商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業等を実施する事業や、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業 ・中心市街地活性化協議会事務局支援（外部人材活用等推進体制支援）：中心市街地活性化協議会の事務局を担う者が行う、商業や中心市街地活性化に関する専門的知識を有し、中心市街地活性化事業を一体的に管理・運営できる外部人材を活用する等の事業 <p>（例：タウンマネジャーの設置、専門家を招いてのセミナーや研修会開催、調査・研究、タウンマネジメント診断 等）</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【対象施策】</p> <p>ソフト事業：認定基本計画に位置づけられた事業 ※中心市街地活性化協議会事務局支援は、協議会の設置が要件となります。</p> <p>ハード事業：認定基本計画に位置づけられ、かつ、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた事業</p> <p>【対象団体】</p> <p>組合等（商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商店街組合を会員とする商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター）</p> <p>特定非営利活動法人（ソフト事業が対象になります。） 社会福祉法人（ソフト事業のうち、空店舗活用支援のみが対象となります。）</p> <p>【補助率】</p> <p>国3分の2、事業者3分の1 ※民間事業者向け（補助率2分の1）の補助金は経済産業省ホームページをご覧ください。</p>	<p>【平成20年度支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依然として厳しい状況である中心市街地に対し、昨年中心市街地活性化法を改正し、まちぐるみで行う意欲的な取組に対して、集中的かつ効果的な支援を実施することが政府全体の方針となった。 ・この趣旨を踏まえ、中心市街地活性化への取組に対して、重点的に支援を行うため予算支援を拡充。 <p>参考：経済産業省「中心市街地活性化に向けての平成20年度予算概算要求額について」/ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/sien/keizai.pdf</p>

支援策	概要	備考
	<p>【補助額】 予算の範囲内で採択 下限：2,000万円（事業費で3,000万円以上） ※ソフト事業については下限：200万円（事業費で300万円以上）</p> <p>参考：経済産業省「平成19年度戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金（商店街、商業者等事業枠）の第4次募集について」/ http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/070905senryaku_4koubo.htm</p>	
<p>中心市街地商業活性化診断・サポート事業</p>	<p>1. 概要</p> <p>中心市街地における商業活性化のための各種計画、事業実施手法、組織体制等について、専門家による診断、また、勉強会等を通じた、関係者の合意形成等のサポートを受けることができます。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【対象団体】 中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を組織しようとする者（商工会、商工会議所、まちづくり会社等）</p> <p>【支援内容】 独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会及びその協議を経て取り組まれる、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するための診断・調査・アドバイス等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地商業活性化診断事業 中心市街地における商業の活性化のため、商業、集客施設の計画や運営、中心市街地での回遊性の向上、個店活性化等について多角的に検討し、診断・調査を実施。 ・中心市街地商業活性化サポート事業 中心市街地における商業の活性化のため、様々な課題に応じて、勉強会、セミナー、ミニシンポジウム、アドバイスを通してサポート。 <p>参考：中小企業庁「平成19年度 中小企業施策利用ガイドブック」/ http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/gb144.html</p>	<p>【平成20年度支援内容】 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化基本計画に位置付けられた商店街 ・商業者による商業活性化事業を支援するための診断・助言等を行う。</p> <p>参考：経済産業省「中心市街地活性化に向けての平成20年度予算概算要求額について」/ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/sien/keizai.pdf</p>
<p>中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業</p>	<p>1. 概要</p> <p>中心市街地の商業活性化の取組を行う際、専門家による必要なアドバイスを受けることができます。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【対象団体】 中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）又は、認定中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地区域内の商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等（法人格のない任意組合でも可）</p> <p>【支援内容】 改正中心市街地活性化法に基づく、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組む、商店街・商業者による商業活性化</p>	<p>【平成20年度支援内容】中心市街地活性化協議会の設立・マネジメント強化や、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等、独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣する。</p> <p>参考：経済産業省「中心市街地活性化に向けての平成20年度予算概算要求額について」</p>

支援策	概要	備考
	<p>事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣。 (ただし、派遣期間が一定期間を超える場合、アドバイザー謝金の3分の1は自己負担。)独立行政法人中小企業基盤整備機構からアドバイザーを派遣。</p> <p>参考：中小企業庁「平成19年度 中小企業施策利用ガイドブック」/ http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/gb145.html</p>	<p>て」/ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/sien/keizai.pdf</p>
<p>中心市街地商業活性化推進事業</p>	<p>1. 概要</p> <p>各都道府県の中小企業振興公社等に中心市街地商業活性化のための基金を造成し、その運用益によって商工会・商工会議所等であって中心市街地活性化協議会の構成員又は、構成員になりうる者が実施する事業に対して助成を行います。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【対象施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセンサス形成事業（計画策定のための市民説明会や調査事業等） ・テナント・ミックス管理事業（中心市街地における業種厚生の改善を図るために、商店街等の空き店舗入居者の家賃の一部を補助する事業） ・広域ソフト事業（広域スタンプ事業、広域商品券発行事業、広域マーケティング事業等） ・事業設計・調査・システム開発事業 <p>【対象団体】</p> <p>商工会、商工会議所、特定会社、公益法人のうち中心市街地活性化協議会の構成員である者 (コンセンサス形成事業については協議会の構成員になりうる者の他、商店街振興組合等も含まれます。)</p> <p>【補助率】</p> <p>9/10以内</p> <p>【補助額】</p> <p>上限1,000万円</p> <p>参考：財団法人 中小企業総合研究機構「平成19年度中小企業施策総覧」/2007年</p>	

b. 商店街活性化

支援策	概要	備考
<p>少子高齢化等対応中小商業活性化事業</p>	<p>1. 概要</p> <p>原則として、中心市街地以外の地域において、商店街振興組合、商工会、商工会議所等が一緒となっていく、少子高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災等の社会的課題に対応する商業活性化への取り組みにかかる経費の一部を補助します。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【対象施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備事業（ハード事業） 保育サービス施設、児童遊戯施設、バリアフリー型カラー舗装、高齢者交流施設（コミュニティ施設等）、防犯カメ 	

支援策	概要	備考
	<p>ラ、共同リサイクルシステム、省エネ型アーケード、インキュベーション施設等</p> <p>※中小小売商業振興法又は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定が必要なものがあります。</p> <p>・活性化支援事業（ソフト事業）</p> <p>① 商店街等活性化支援：組合、NPO等が行う福祉・コミュニティビジネスや共通駐車券システム等により商店街等の活性化を図る事業</p> <p>② 空き店舗活用支援：組合、NPO、社会福祉法人等が空き店舗等を活用して、チャレンジショップ、保育サービス、高齢者交流施設等コミュニティ施設を設置、運営する事業</p> <p>③ 経営革新支援：組合、NPO等が行う、製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業。</p> <p>【対象団体】 商店街振興組合、商工会議所等</p> <p>【補助率】 1／2</p> <p>【補助額】 上限5億円 下限100万円（補助対象事業費で200万円以上）</p> <p>参考：財団法人 中小企業総合研究機構「平成19年度中小企業施策総覧」／2007年</p>	
<p>商店街振興組合活動・指導事業の実施</p>	<p>1. 概要</p> <p>商店街を取り巻く環境変化に対応して、その活性化を図っていくため、全国商店街振興組合連合会及び都道府県商店街振興組合連合会が行う下記の事業に対して、必要な資金を補助しています。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>【対象施策】</p> <p>① 指導事業</p> <p>② 商店街近代化研究会の開催</p> <p>③ 都道府県商店街振興組合連合会役員講習会等の開催</p> <p>④ 商店街青年部・女性部活性化推進事業</p> <p>⑤ 都道府県商店街振興組合連合会に対する教育情報の提供</p> <p>⑥ 商店街支援ポータルサイトの構築運営</p> <p>⑦ 活性化成功商店街の事例等の水平展開</p> <p>【対象団体】 全国商店街振興組合連合会</p> <p>【補助率】 国6／10</p> <p>参考：財団法人 中小企業総合研究機構「平成19年度中小企業施策総覧」／2007年</p>	

支援策	概要	備考
商業活性化アドバイザー派遣事業	<p>1. 概要 商業活性化の取組を行う際、専門家による必要なアドバイスを受けることができます。</p> <p>2. 支援内容 【支援内容】 ①商業活性化アドバイザー派遣事業 商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士、建築士等、独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録したアドバイザーを派遣。 (ただし、派遣期間が7人日を超える場合、アドバイザー謝金の3分の1は自己負担。)</p> <p>②商店街事務局強化アドバイザー派遣事業 商店街振興組合等の事務局機能を強化するため、企画、マネジメント、財務、労務、税務等を専門とする、独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録したアドバイザーを派遣。 (ただし、派遣期間が7人日を超える場合、アドバイザー謝金の3分の1は自己負担。)</p> <p>【対象団体】 ①商業活性化アドバイザー派遣事業 商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合、任意の商店街組織 等</p> <p>②商店街事務局強化アドバイザー派遣事業 商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合 等</p> <p>参考：中小企業庁「平成19年度 中小企業施策利用ガイドブック」 ／http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/gb145.html</p>	

c. その他

支援策	概要	備考
中小企業地域資源活用企業コーディネート活動等支援事業	<p>1. 概要 地域資源を活用した新たな取り組みが多く創出されるよう、都道府県中小企業支援センター、商工会議所等が市町村とも連携しつつ行う交流会や研究会など、地域の中小企業と外部のビジネスパートナーとつなぐ活動（コーディネート活動）等を支援します。</p> <p>2. 支援内容 【支援内容】 地域資源を活用した、新たなビジネスプラン作成のために実施する交流会や研究会等に要する費用の全部又は一部の負担。</p> <p>【対象団体】 都道府県中小企業支援センター、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、事業協同組合、NPO法人等で、中小企業の経営の革新の事業実績又は支援実績を有するなど、一定の要件を満たすもの。</p> <p>参考：財団法人 中小企業総合研究機構「平成19年度中小企業施策総覧」／2007年</p>	

③総務省

支援策	概要	備考
<p>中心市街地再活性化特別対策事業</p>	<p>1. 概要</p> <p>市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とします。</p> <p>2. 支援内容</p> <p>(1) 対象事業</p> <p>市町村が、自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた新たな計画的取り組みを支援する観点から、以下に例示される施設を整備する場合、又は、公共的団体が行う施設の整備に対する市町村の助成事業について、一般単独事業債の対象とします。</p> <p>【対象となる施設整備の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等） ・地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等） ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等） ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等） <p>(2) 留意事項</p> <p>基本計画の認定後、別途、地方債（一般単独事業債）の同意（又は許可）手続きが必要となります。</p> <p>参考：財団法人 都市文化振興財団「中心市街地活性化ハンドブック2007」／2007年</p>	
<p>中心市街地再活性化対策ソフト事業</p>	<p>1. 概要</p> <p>市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行うソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置します。</p> <p>2. 支援の内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>地方公共団体</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>次のような事業の実施に必要な財源を、地方交付税により措置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中心市街地再活性化を図るための基本計画の策定や既に策定された基本計画の再評価・見直し ②まちづくりの中心的役割を担う地域のリーダーやコーディネーターの育成・確保を図るための研修の実施、先進地事例研究等 ③基本計画に位置づけられた事業の具体化・事業化作業、イベント開催など <p>参考：財団法人 都市文化振興財団「中心市街地活性化ハンドブック2007」／2007年</p>	

(2) 民間等による助成

財団法人助成財団センター (<http://www.jfc.or.jp/>) の「助成団体データベース」には、エリアマネジメントの取り組みに関する民間助成についての豊富な情報があります。財団は、助成、表彰、奨学等を行う財団法人やその他の関連団体の情報を収集し、助成を必要としている人たちへ提供すると同時に、それら財団の活動の社会的意義や役割を広く社会に発信して、民間等による助成活動の発展に資することを目的として設立された組織です。

以下に、①エリアマネジメントの13の要素に関連があること、②助成対象区域が全国もしくは広域であることに留意して、データベースから選定したものを示し、その募集条件等を紹介します。

①助成団体一覧

	助成団体	ホームページアドレス
財団法人	財団法人大阪コミュニティ財団	http://www.osaka-community.or.jp/
	財団法人区画整理促進機構	http://www.sokusin.or.jp/machinaka/
	財団法人キリン福祉財団	http://www.kirin.co.jp/foundation
	財団法人自然環境研究センター	http://www.jwrc.or.jp/
	財団法人トヨタ財団	http://www.toyotafound.or.jp/
	財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団	http://www.hc-zaidan.or.jp/
	財団法人まちづくり市民財団	http://home.interlink.or.jp/~machizkr/
その他 関連団体	NHK厚生文化事業団	http://www.npwo.or.jp/
	花王株式会社	http://www.kao.co.jp/
	芸術文化振興基金	http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/index.html
	街づくり夢基金	http://www.yumekikin.com/
	松下電器産業株式会社	http://panasonic.co.jp/cca/pnsf/index.html

②各助成団体の助成内容一覧

財団名	助成名称	金額	助成対象団体	内容・助成対象活動
財団法人 大阪コミュニティ財団	一般基金による助成 (助成分野や助成先が財団に一任されている基金)	助成総額 500万円 一件当たり 50万円以下	主として大阪府及びその周辺地域で活動を行う団体	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の人材育成・健全育成活動 ・地域社会の活性化・安全確保の活動 ・多文化共生をめざす活動
	関与基金による助成 (寄付者が助成先について希望をのべることができる基金)	1件あたり 10～100万円以下		<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の教育振興、教育環境の整備 ・青少年の健全育成 ・環境問題の解決に寄与する内外の活動 ・「自然と人間の共生」の理念にそった、花、緑、水に関する事業 ・食や旅に関する社会貢献活動を支援 など
	分野指定基金による助成 (基金寄付者がは助成先の分野を指定する基金)	1件あたり 10～100万円以下		<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育・社会教育の充実・普及 ・大阪府内の学校教育、社会教育の振興活動 ・自然環境の保護 ・社会福祉の増進 ・要援護弱者(こども、高齢者)のための施設、備品等の整備 ・公益法人に関する調査・研究 など
財団法人 区画整理促進機構	街なか再生NPO等助成金	1件当たり 40万円以内	<p>主にまちづくりに関心を持ち、活動・運動・事業を行っている次のいずれかの法人。</p> <p>①法人格を取得しているNPO ②法人格を取得している中間法人 ③中心市街地活性化協議会(法に定めるもの)及び認定TMO ④街なかにおける面整備の準備組合</p> <p>なお、全国を対象としているグループは対象とならない。 なお、助成件数は5件程度。</p>	<p>下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの何れかに該当する活動・事業(重複可)</p> <p>Ⅰ) 現在行われている各地方自治体の中心市街地活性化の取り組み<中心市街地活性化基本計画に記載のある事業等>に寄与する活動・事業のうち、下記①～⑥の何れかに該当するもの(重複可)</p> <p>①まちの資源(歴史的建造物、産業遺産)を活用する取り組み ②まち特有の文化、伝統を活用する取り組み ③まちの新たな魅力、可能性を探る取り組み ④まちの環境・景観を向上する取り組み ⑤まちを活性化するためのまちの維持管理運営に係る取り組み ⑥まちに住まいや店舗等の立地を促進する取り組み</p> <p>Ⅱ) まちづくり会社等※の事業に関係のある活動・事業のうち、前記①～⑥のどれかに該当するもの(重複可)</p> <p>Ⅲ) 街なかの土地区画整理事業等の面整備を推進する取り組み なお、単なるハード整備ではなく、継続性のある事業を対象とする。また、次のような活動は助成の対象とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しく政治・宗教・思想・個人営利などの目的に偏するもの ・特定の事業の反対運動を目的としたもの ・実質的に完了しているもの、原則として専ら特定の個人または法人・企業が所有している土地建物等の資産の増加を行おうとする活動
財団法人 麒麟福祉財団	公募による地域ボランティア活動支援	助成総額 2400万円 1件あたり 30万円	福祉を目的とする民間団体(法人格の有無は問わない)。	「地域における子育て支援ボランティア活動」。地域の中で意義のある活動をしているにもかかわらず、助成を受ける機会が少ない団体の活動を「地域に根づく小さな福祉活動」としてとらえ、毎年テーマを決めて公募による助成を行う。申請の要件として、法人格の有無や団体としての活動年数を問わないことを特徴とする。

財団名	助成名称	金額	助成対象団体	内容・助成対象活動	
財団法人 自然環境 研究セン ター	公益信託富士フ イルム・グリー ンファンド	助成総額 650 万円	1) 活動助成を申請する もの、または団体は身 近な自然の保全や、自 然とのふれあいを積極 的に行っていること 2) 研究助成を申請す るものは、身近な自然 環境の保全・活用の促 進に関する具体的な研 究や、ふれあいの場と しての緑地の質的向上 を目指した実証研究等 を行っていること	1) 営利を目的としない活動及び研究 2) 活動及び研究フィールドが日本国内である 3) 活動助成の場合には、活動フィールドができる 限り申請者（申請団体）によって既に確保され ている等、活動フィールドの基盤がしっかりし ているもの 4) 研究助成の場合には、フィールドでの研究に対 し地権者の許可もしくは協力関係が保たれて いるもの 5) 個人もしくは団体申請において、活動及び研究 の実績があるもの 6) 個人による申請の場合、助成金の使途が助成の趣 旨に沿って適格・厳正であり、助成金の使途に おいて本人あるいは親族等、特別な関係のある 者に利益を与えないもの 7) 団体による申請の場合、代表者または管理者の 定めのある団体で、役員その他の機関の構成、 選任方法、その他事業の運営に重要な事項が特 定の者、あるいは特別な関係者等の意志に従わ ずに、決定・運営されている団体。また、特定 の者等に特別な利益を与えていない団体	
財団法人 トヨタ 財団	活動助成	1 件あたり 200 万円以下	地域社会の再構築と活性 化を目指して活動してい る全国の市民グループ	地域社会の再構築と活性化を目指し、地域にくらす 人々が主体となった、持続的な実践プロジェクトへの 助成。	
	成果普 及助成	活 動 記 録 の 出 版		1 件あたり 100 万円以下	地域社会の再構築と活性化を目指した活動の具体 的な成果を、他の地域で類似な実践をしている人た ちと比較、共有することを目的とした「活動記録の 出版」への助成。
		広 域 ネ ット ワ ーク		1 件あたり 400 万円以下	地域社会の再構築と活性化を目指した活動の経験 をいくつかの地域間で共有し、具体的な問題解決に 資する、地域間の協働と連携を支える「広域ネット ワーク」への助成。
	特定課 題	離 島 助 成		1 件あたり 200 万円以下	北海道、本州、四国、九 州以外の「離島」
ユ ー ス 助 成		1 件あたり 200 万円以下	高校生が主体となったグ ループ	地域社会の再構築において欠かせないと思われる、 若者の参加を促進することを目的に、高校生が主体 となって実践するグループによる活動への助成。	

財団名	助成名称	金額	助成対象団体	内容・助成対象活動
財団法人 ハウジング グランド コミュニティ財団	一般助成 年度を単位とした活動を支援する。 1年間の活動に助成を行う。	1件あたり 100万円以下	営利を目的としない民間団体（特定非営利活動法人もしくは任意団体）。 団体として、代表責任者が明確であること、意思決定のしくみが確立されていること、予算決算を含む会計処理が適切に行われていることが必要	コミュニティ施設の提案・創造 子どもの遊び場やお年寄りがくつろげる場所など、コミュニティを豊かにする施設を提案し、その実現をめざす活動
	特別助成 サービスを提供しその対価を得るなど、いわゆる事業化により活動の発展を図ろうとしている団体を支援する。原則として2年間の活動に助成を行う。	1件あたり 100万円以下		住環境の保全・向上 歴史のある建物の保全・活用、花や緑を増やす、街並景観の向上、バリアフリーのまちづくり、高齢者や障害者などに対する居住支援など、住まいの環境をよくする活動
				地域の防災・防犯 安全で安心して暮らせる地域の実現をめざした活動
				入居者参加の住まいづくり コーポラティブハウスなど入居希望者があらかじめ参加する集合住宅の建設をめざす活動。また、建て替えや修繕などの集合住宅の再生をめざす活動
				その他 その他、豊かな居住環境の実現につながる活動
財団法人 まちづくり 市民財団	まちづくり助成金 地域の進行、地域活性化を目的とし、住民主導で行う活動に対して助成を行う	1件あたり 50万円を上限	・新しいまちづくり活動を提唱する人たち ・まちの中心に元気を取り戻すまちづくり活動をする人たち ・世代間交流を活発にするまちづくり活動をする人たち ・高齢者が元気になるまちづくり活動をする人たち ・子育てに役立つまちづくり活動をする人たち ・まちづくり活動をする子供や若者	郷土の遺産(産業遺跡・歴史的建造物など)の保存・活用
				郷土の民話、伝統芸能・技術・工芸の伝承と後継者の育成
				地域の自然環境の改善
				地域の生活環境・都市景観の改善(街並み、街路樹、歩道、公園、用水路など)
				まちづくり市民意識の高揚に資する活動
NHK厚生文化事業団	わかば基金	助成総額 707万円 (2006年度) 1件あたり 70万円	小規模市民団体からNPO法人まで。 (福祉分野で地域に根ざした活動を続けているグループ)	・障害者・高齢者の福祉サービス活動 ・障害者の自立や社会参加の支援活動 ・地域福祉の啓発・推進活動等を行うグループ
花王株式会社	プロジェクト助成	助成総額 3000万円	既に緑を守り育てる活動(森づくり活動)に取り組んでいる団体	売上の一部を、財団法人都市緑化基金を通して、身近な森を守り、育てる活動をしているボランティア団体やNPO等に支援する。
	スタートアップ助成		これから緑を守り育てる活動(森づくり活動)に取り組もうとする団体、設立後1年未満の森づくり活動に取り組んでいる団体	

財団名	助成名称	金額	助成対象団体	内容・助成対象活動
芸術文化振興基金	歴史的集落・町並み・文化的景観保存活用活動	助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内の定額	歴史的集落・町並み・文化的景観等の保存・活用に係る活動を行うことを主たる目的とする団体で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人 (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により設立された法人 (3) 地方公共団体 (4) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体 ア 定款、寄付行為に類する規約等を有すること イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること オ 団体としての活動の実績が1年以上の期間を有すること	助成の対象となる者が「助成の対象となる地区」に関し、自ら行う次に掲げる活動で、特色あるまちづくりによる地域の文化の振興に資する活動を対象とする。ただし、文化庁の補助事業と重複することはできない。 (1) 歴史的集落・町並み、文化的景観の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料収集と資料の作成・展示活動等の普及啓発活動。 ただし、保存計画策定、地区住民説明会、行政担当職員研修会などの活動で、本来、直接行政経費をもって行われるべきものと認められる活動は対象とならない。 (2) 伝統的建造物群保存対策調査及びこれに準じる調査実施地区において、(1)の活動を継承発展させるうえで必要最小限の範囲で行われる保存建物の保全・補修を行うことができる。ただし、当該地区が重要伝統的建造物保存地区に選定されている場合には、その保存建物の内装の一部のみとなる。 (3) (1)の活動に関連して行われる必要最小限の景観保存に資する活動。
街づくり夢基金	街づくり夢基金	100万円	1 地域に密着して街づくりを進める団体。NPO、ワーカーズ・コレクティブ、ボランティア団体、任意団体。法人格は問わない。	地域で行う福祉に関連する事業および活動
		50万円	2 以下の区域で主な活動を行う団体	地域で行う環境に関連する事業および活動
		50万円	イ 近畿2府4県で活動を行う団体 ロ それ以外にあっても、街づくり夢基金に賛助金を拠出する関連団体	地域で行う食と農に関連する事業および活動
		100万円	3 街づくり夢基金の趣旨を理解する団体	地域で行うコミュニティづくりの事業および活動
松下電器産業株式会社	Panasonic NPO サポートファンド	助成総額 1500万円 1件あたり 45～150万円 (2007年度)	子どもの健やかな育ちを応援する民間非営利組織であること 法人格の有無や種類は問わない 日本国内に主たる事務所があること	本ファンドの趣旨を踏まえた、子どもの健やかな育ちを応援するNPO・NGOの基盤強化に資する、以下の取り組みを対象とします。 「人材の育成」：事務局スタッフやボランティア、専門家などの人材の確保や育成を図るための取り組み 「拠点の整備」：居場所や活動場所など、拠点の確保や環境の整備を図るための取り組み 「活動の評価」：事業の客観的な評価や見直しなど、事業の課題と解決策を明らかにする取り組み
		助成総額 1,477万円 1件あたり 46～150万円 (2007年度)	環境問題に取り組むNPO（NPO法人・任意団体・財団法人・社団法人など）	環境問題に取り組むNPOの組織の基盤強化に資する事業 「人材の育成」：環境分野の専門家の養成や、スタッフの能力向上を図る取り組み 「組織の充実」：広報力、資金調達力、情報管理能力等の組織マネジメント力強化を図る仕組みづくり 「活動の活性化」：団体活動の発展拡大を図るための企画づくり、ツールの開発など

③助成に関するその他の情報

住まい・まちづくり活動推進協議会の「支援・助成団体データベース」では、全国の団体、地方公共団体等の実施する支援・助成制度についての概要、助成対象、助成額、実施期間等について、検索・閲覧することができます (http://www.aihc.jp/databasetop_josei.html)。

The Association for Improving Housing & Community Environment
住まい・まちづくり活動推進協議会

HOME

支援・助成団体データベース

このデータベースは、国土交通省の補助事業である「都市居住再生のための市場基盤の整備に関する事業」(H14年～16年)により実施した調査に基づき整備された情報(H17年5月に当協議会に移管)で構成されています。

このデータベースでは、住まい・まちづくり活動団体に対し、支援・助成事業を行っている団体を検索し、それらの団体の団体概要や支援・助成事業の概要を見ることができます。

➡ 支援・助成団体を探す	
▶ 団体名で探す	<input type="text"/>
▶ キーワードで探す	<input type="text"/>
▶ 検索対象	<input type="radio"/> 現在募集情報が公開されているもの <input checked="" type="radio"/> すべて
▶ 支援内容で探す	<input type="checkbox"/> 人的支援 <input type="checkbox"/> 物的支援 <input type="checkbox"/> 資金支援 <input type="checkbox"/> 情報提供
▶ 主な支援・助成対象エリアで探す	指定なし <input type="button" value="▼"/>
<input type="button" value="検索"/>	

資料4. 参考文献・参考情報

(1) エリアマネジメントに関する参考文献・情報

ここでは、本マニュアルの作成における参考文献・参考情報を紹介します。

■参考文献

	文献名称	著・編者等	出版社／時期
1	エリアマネジメント 地区組織による計画と管理運営	小林重敬編著	(株)学芸出版社／2005年
2	コモンでつくる住まい・まち・人 住環境デザインとマネジメントの鍵	齊藤広子、中城康彦著	(株)彰国社／2004年
3	住宅 VOL. 56 特集／エリアマネジメント	西岡喬編 ((社)日本住宅協会)	(社)日本住宅協会／2007年
4	地方分権時代のまちづくり条例	小林重敬著	(株)学芸出版社／1999年
5	公共空間の活用と賑わいまちづくり	(財)都市づくりパブリックデザインセンター編著 篠原修、北原理雄、加藤源 他著	(株)学芸出版社／2007年
6	市民のためのまちづくりガイド	佐谷和江、須永和久、日置雅晴、山口邦雄著	(株)学芸出版社／2000年
7	都市・建築・不動産企画開発マニュアル 2007～08		(株)エクスナレッジ／2007年
8	日本のコモンとボンエルフ 工夫された住宅地・まちなみ設計事例集	住宅生産振興財団編	(株)日経事業出版社／2001年
9	「元気なまちづくり」のすすめ	元気なまちづくり研究会	(株)ぎょうせい／2004年

■参考情報

1	「新たな担い手による地域管理のあり方について」報告書： http://tochi.mlit.go.jp/ninaite/index.html
2	「エリアマネジメント・シンポジウム-エリアマネジメントの現状・課題と今後の展望-」資料： http://tochi.mlit.go.jp/tocsei/areamanagement_symposium/index.html
3	「商店街活性化に係る事例調査研究」報告書： http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/download/070702jireikenkyu_kani.pdf
4	にぎわいあるまちづくりに向けて がんばる商店街 77 選： http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/shoutengai77sen/download/index.html

(2) 組織・法制度に関する参考文献・情報

本マニュアルで取り上げた、エリアマネジメントに関する代表的な組織について、その根拠法令は以下の通りです。

組織	根拠法
自治会・町内会	—
任意のまちづくり組織等	—
協定運営委員会	—
有限責任事業組合（LLP）	有限責任事業組合契約に関する法律
自治会・町内会（認可地縁団体）	地方自治法
団地管理組合法人	建物の区分所有等に関する法律
一般社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
NPO法人	特定非営利活動促進法
商店街振興組合	商店街振興組合法
合同会社（LLC）	会社法
株式会社	会社法

本マニュアル「Ⅲ-1 エリアマネジメントの組織」と、「Ⅲ-2 活動資金の調達」の項の参考文献・情報等は、以下の通りです。

■参考文献

	文献名称	著・編者等	出版社／時期
1	新訂自治会、町内会等法人化の手引	地縁団体研究会編集	(株)ぎょうせい ／2007年
2	地域分権時代の町内会・自治会	中田実著	(株)自治体研究社 ／2007年
3	日本版 LLP・LLC の理論と実務 —多様な事業体のすべて—	川田剛著	(株)財経詳報社 ／2005年
4	コンメンタール マンション区分所有 法 [第2版]	稲本洋之助、鎌野邦樹著	(株)日本評論社 ／2004年
5	公益法人制度改革～そのポイントと移行 手続	財団法人公益法人協会編集	(株)ぎょうせい ／2007年

■参考情報

1	法令データ提供システム： http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi
2	LLPに関する40の質問と40の答え（経済産業省産業組織課）： http://www.meti.go.jp/policy/economic_organization/pdf/faq.pdf
3	特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き（内閣府国民生活局）： http://www.npo-homepage.go.jp/pdf/new_manual/all.pdf

■各組織の規約例

組織	規約例の出典
自治会・町内会（認可地縁団体）	地縁団体研究会編集「新訂 自治会、町内会等法人化の手引き」／ぎょうせい／2007年
任意のまちづくり組織等	＊「資料編 1. 任意組織の内部規約（案）」参照
協定運営委員会	大阪府建築協定地区連絡協議会「建築協定運営委員会規則（モデル）」／ http://www.pref.osaka.jp/kenshi/keikan/utukusii/kentikukyoutei/sumiyoi2007/20108_2.html
管理組合法人	国土交通省住宅局住宅総合整備課 マンション管理対策室「改正マンション標準管理規約（団地型）」： http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/07/070123_3/03-2.pdf
NPO 法人	内閣府国民生活局「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」： http://www.npo-homepage.go.jp/pdf/new_manual/all.pdf
商店街振興組合	全国商店街振興組合連合会「商店街振興組合定款参考例」： http://www.syoutengai.or.jp/zanshinren/image/teikan_sanko.doc

(3) 代表的事例に関する参考文献・情報

ここでは、本マニュアルIV章で取り上げたエリアマネジメントの代表的事例について、更に詳しい情報が掲載されている参考文献・参考情報を紹介します。

■参考文献

文献名称	著・编者等	出版社／時期
◇コモンシティ星田 HUL-1 地区		
『建築協定等ガイドブック いつまでも美しいまちなみであるために』	コモンシティ星田 HUL-1 地区建築協定運営委員会発行	2007 年
◇美しが丘中部地区		
青葉美しが丘中部自治会 地区計画街づくりハンドブック	青葉美しが丘中部地区計画街づくりアセス委員会	2005 年
◇大手町・丸の内・有楽町地区		
大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会（パンフレット）	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会	2005 年
◇天神地区		
平成 17 年度事業報告書	We Love 天神協議会（仮称）準備会	
◇高松市丸亀商店街		
中心市街地活性化とまちづくり会社	日本建築学会編	丸善(株)／2005 年
季刊 まちづくり 13 号	(有)クッド研究所他編	(株)学芸出版社／2006 年
市街地再開発 NO 450 (2007. 10 号)	(社)全国市街地再開発協会編	(社)全国市街地再開発協会発行／2007 年
市街地再開発 NO 451 (2007. 11 号)	(社)全国市街地再開発協会編	(社)全国市街地再開発協会発行／2007 年
新都市 (2007. 12 号)	(財)都市計画協会編	(財)都市計画協会発行／2007 年

■参考情報

◇美しが丘中部地区
美しが丘中部地区自治会： http://home.s05.itscom.net/jichikai/
◇雲雀丘山手地区
雲雀丘山手緑化推進委員会： http://www.geocities.jp/yamate_ryokka/
◇大手町・丸の内・有楽町地区
大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくりガイドライン 2005： http://www.aurora.dti.ne.jp/~ppp/guideline/index.html
東京都市計画地区計画の変更（千代田区決定）： http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/service/pdf/d0008811_1.pdf
◇天神地区
天神まちづくりガイドライン 中間報告書： http://tenjinsite.jp/we_love/guide_line/